

いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出推進協議会設置要項

(目的)

第1条 本県が温室効果ガスの大幅削減、新エネルギーや再生可能エネルギー等を活用し産業競争力・立地競争力の強化を実現していくために必要な、官民学の連携を図るため、いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出推進協議会（以下、「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出プロジェクトに関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、推進協議会の目的に必要な事項

(組織)

第3条 推進協議会は別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 推進協議会に、会長を置く。
- 3 推進協議会に、オブザーバーを置くことができる。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理する。

- 2 会長は茨城県知事が務めるものとする。
- 3 会長に事故等あるときは、あらかじめ会長の指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、ワーキンググループを設置することができる。なお、ワーキンググループに関する必要な事項はワーキンググループが別に定めることができる。
- 3 推進協議会において、会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 4 会長がやむを得ないと認めるときは、書面による推進協議会を開催することができる。

(庶務)

第6条 推進協議会の庶務は、茨城県政策企画部地域振興課が行う。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

この要項は 令和3年8月3日から施行する。

別表

区 分	職 名	氏 名
1 民間企業等	(株)日立製作所 日立事業所長	曾根 徹
	東京ガス(株) 茨城事業部長	堀 哲也
	日立埠頭(株) 取締役社長	館岡 司
	(株)JERA 経営企画本部上席推進役	高橋 賢司
	(株)小松製作所 茨城工場長	櫻井 直之
	日立建機(株) サステナビリティ推進本部長	玉根 敦司
	日本製鉄(株) 東日本製鉄所副所長	岸本 将
	鹿島石油(株) 常務取締役	権田 昌二
	三菱ケミカル(株) 茨城事業所長	仰木 啓訓
	AGC(株) 鹿島工場長	折原 勝
	JSR(株) 鹿島工場長	山下 豪哉
	信越化学工業(株) 鹿島工場長	小島 祥平
	関東グリーンターミナル(株) 代表取締役社長	永仮 建裕
	鹿島港運協会 会長	野口 三郎
	(株)ウインド・パワー・グループ 代表取締役	小松崎 衛
	(株)鹿島アントラーズ・エフ・シー 代表取締役社長	小泉 文明
	鹿島臨海鉄道(株) 代表取締役社長	篠部 武嗣
	(株)常陽銀行 頭取	笹島 律夫
	関彰商事(株) 代表取締役社長	関 正樹
(一社)茨城県トラック協会 会長	小倉 邦義	
2 大学・研究 機関	筑波大学システム情報系教授	石田 政義
	国際大学副学長・国際経営学研究科教授	橘川 武郎
	茨城大学副学長（研究・産学官連携）・理工学研究科教授	金野 満
	成城大学経済学部教授	平野 創
	(国研)日本原子力研究開発機構大洗研究所副所長	西原 哲夫
	(国研)産業技術総合研究所ゼロエミッション国際共同研究センター副研究センター長	羽鳥 浩章
3 行政・団体	経済産業省関東経済産業局長	濱野 幸一
	国土交通省関東地方整備局副局長	石橋 洋信
	茨城県知事【会長】	大井川和彦
	茨城県副知事	小善 真司
	日立市長	小川 春樹
	ひたちなか市長	大谷 明
	鹿嶋市長	錦織 孝一
	神栖市長	石田 進
	大洗町長	國井 豊
	東海村長	山田 修
	(株)茨城ポートオーソリティ代表取締役社長	伊藤 敦史
	鹿島埠頭(株)代表取締役社長	岡村 弘志